子どもの貧困対策に係る計画の策定経過

1 経緯

(1)政府の取組状況

平成25年6月

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)成立

平成26年1月 施行

平成26年8月

「子どもの貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)閣議決定

(2)法における地方公共団体の責務

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策 についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとす る。
- 2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 基本方針

(1)計画策定について

平成27年度中に法第9条に基づく計画を策定する。

(2) 策定の手法について

平成27年3月に策定した「ふくしま新生夢プラン」の一部改訂により計画を策定する。

(3)関連する計画

福島県ひとり親家庭等自立支援計画(平成27年3月策定) ふくしま青少年育成プラン(平成25年3月策定)

3 子ども・子育て会議の経過

時期	子ども・子育て会議	備考
平成27年9月4日	基本方針を説明	
平成27年12月7日	素案を説明	
平成27年12月14日から 平成28年1月4日		パブリック・コメント
平成28年2月4日	計画策定案の承認	